

蛍光ガラス線量計による積算線量測定に係る 女川原子力発電所環境放射能及び温排水測定基本計画等の一部改正（案）について

1 概要

宮城県、女川町、石巻市及び東北電力株式会社は、「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定」に基づく「女川原子力発電所環境放射能及び温排水測定基本計画（以下「基本計画」という。）」、「環境放射能測定実施計画（以下「実施計画」という。）」及び「環境放射能評価方法（以下「評価方法」という。）」を定め、蛍光ガラス線量計（RPLD*）による積算線量測定を施設周辺住民の外部被ばく線量評価と位置付けて実施してきた。

* RPLD : RadioPhotoLuminescence glass Dosimeter

令和5年度に、外部被ばく線量評価は連続測定が可能な機器の1時間値で行う方針が原子力規制庁から明確に示されたことを受けて、県では女川町、石巻市、東北電力株式会社とともにRPLDによる積算線量測定の今後について検討を重ね、RPLDによる積算線量測定を終了し、施設寄与があったと考えられる場合には、モニタリングステーションにおけるNaI(Tl)検出器を用いて外部被ばく線量評価を実施する方針案を、令和7年1月に開催した女川原子力発電所環境調査測定技術会及び女川原子力発電所環境保全監視協議会並びに環境放射能監視検討会において説明した（別添1：説明資料再掲）。本説明の結果、RPLDによる積算線量測定の終了については、地域住民に対して丁寧な周知を徹底するよう意見を頂戴したが、測定の終了に関して異議はなかった。

のことから、今回、RPLDによる積算線量測定を令和8年3月に終了することとし、それに伴い、測定の終了に係る基本計画、実施計画及び評価方法の一部改正について御評価をいただくものである。

2 改正内容

RPLDによる積算線量測定の終了に伴い、基本計画、実施計画及び評価方法において、積算線量測定及びモニタリングポイント（MP）に関する項目を削除する。

あわせて、環境放射能監視検討会において御意見をいただいたとおり、記載の明確化に関する修正を行う。

改正内容の詳細は、別添2から別添4のとおり。

3 施行日

令和8年4月1日から施行する。

4 その他

RPLDによる積算線量測定の終了予定に係る住民への周知については、令和7年12月以降、各測定地点へ掲示を行った。また、令和8年3月に発行予定の「原子力だよりみやぎ」において、測定の終了予定の記事を掲載する。